転送でんわサービス利用規約

株式会社ＮＴＴドコモ（以下「当社」といいます）は、当社が別途定める 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款またはワイドスターⅢ通信サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます）のほか、この「転送でんわサービス利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます）を定め、本規約等により「転送でんわサービス」（契約約款に定める「自動着信転送機能」をいい、以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、本規約は、契約約款の一部を構成します。

第 1 条（規約の適用）

本規約等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第 2 条（用語の定義）

(1) Xi 契約等：契約約款に定める 5G 契約(５Ｇサービス契約約款に規定するコースＢに係るものを除きます)、Xi 契約、FOMA 契約、ワイドスター契約またはワイドスターⅢ契約の総称をいいます。
(2) Xi 契約者等：5G サービス契約約款に定める 5G 契約者(５Ｇサービス契約約款に規定する５Ｇ 契約に係る区分のうち、コースＢを選択している者を除きます)、Xi サービス契約約款に定める Xi 契約者、FOMA サービス契約約款に定める FOMA 契約者、ワイドスター通信サービス契約約款またはワイドスターⅢ通信サービス契約約款に定める契約者の総称をいいます。
(3) 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
(4) サービス契約者：Xi 契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
(5) 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト ＜https://www.docomo.ne.jp/service/transfer/＞（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
(6) 対応端末：当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

第 3 条（本サービスの内容等）

1. 本サービスは、次に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

   音声通話又は 64ｋテレビ電話での着信があった場合に、着信の転送先としてあらかじめ登録した

電話番号（以下「転送先電話番号」といいます）へ自動的に転送する機能

2. 登録できる転送先電話番号は、1 件に限ります。
3. 本サービスご利用により一定時間内に転送される通信の回数は、当社が定める回数以下となります。
4. 転送を 2 回以上繰り返す等、通常のご利用と異なる転送設定がされている場合、発信者と転送先の者との間における通信の通信品質を保証できない場合があります。
5. 電波状況等の問題により、音声通話又は 64ｋテレビ電話での着信があった場合に本サービスをご利用している携帯電話の在圏地域を把握できないときは、当社が把握している在圏地域においてその着信を受け転送を行ったとみなして取り扱います。
6. 転送先電話番号の契約者が、当社に対して、本サービスによる着信の転送について中止を希望する旨の申出を行った場合、当社が当該転送を中止する必要があると認めたときは、サービス契約者に転送設定を中止していただくことがあります。
7. 当社は、サービス契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの内容及び仕様を変更し、それらの提供を停止又は中止することができるものとします。
8. 緊急通報受理機関からの緊急呼コールバック（緊急通報（110/118/119）後の緊急通報受理機関からの折り返し呼を指すものとし、以下同じとします）があった際は、本条の規定にかかわらず、転送先電話番号への転送が行われない場合があります。なお、当該転送の有無は、緊急呼コールバックが行われる緊急通報受理機関側の設備状況によります。

第４条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する Xi 契約者等（以下「申込者」といいます）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込みについて法定代理人（親権者又は未成年後見人）の事前の同意を得たうえで利用契約の申込み及び本サービスの利用を行うものとします。ただし、音声通話及び 64ｋテレビ電話を利用できない料金プランにて Xi 契約等を締結している Xi 契約者等、FOMA サービス契約約款に規定するタイプリミット、リミットプラス若しくはファミリーワイドリミットにて FOMA 契約を締結している FOMA 契約者は、ワイドスター通信サービス契約約款またはワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するタイプリミットにてワイドスター契約またはワイドスターⅢ契約を締結している契約者は、利用契約の申込みを行うことができません。
2. 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
(2) 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。

(3) 申込者が第６条（利用料金）に定める利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
(5) 申込者が本規約等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
(6) その他、Xi 契約等の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。

4. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

第５条（暗証番号）

1. 本サービスの利用にあたっては、当社が Xi 契約等に基づき発行するネットワーク暗証番号（以下「暗証番号」といいます）の入力が必要となる場合があります。
2. 当社は、本サービスの利用においてサービス契約者以外の第三者によって暗証番号が入力された場合は、当社の故意又は過失による場合を除き、サービス契約者自身により入力されたものとみなします。サービス契約者は、暗証番号を善良なる管理者の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。暗証番号の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者が負うものとし、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 暗証番号が不正に利用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第６条（利用料金）

1. 本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます）は、無料です。
2. 本サービスのご利用により発信者と転送先との通信が開始された時点から、発信者には発信者からサービス契約者への通信に関する通信料が、サービス契約者にはサービス契約者から転送先の者への転送に関する通信料がそれぞれ発生します。
3. サービス契約者が、Xi 契約等について、キャッチホン（当社が別途定めるキャッチホン利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします）、留守番電話サービス（当社が別途定める留守番電話サービス利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします）、メロディコール（ベーシックコース）（当社が別途定めるメロディコール利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします）及び本サービス（以下総称して「オプションパック」といいます）の提供を同時に受けるときは、ハーティ割引（当社が別途定める提供条件書「ハーティ割引」に規定するものをいいます）の適用を受ける場合を除き、オプションパックに係る利用料金（オプションパックに含まれる各サービスの利用に係る月額の料金を指すものとし、以下同じとします）の合計額から 220 円割引します。ただし、キャッ

チホン、留守番電話サービス、メロディコール（ベーシックコース）又は本サービスのいずれかの廃止があったときは、オプションパックの提供を同時に受けていた日数に応じて、割引額を日割りします。

4. サービス契約者が、Xi 契約等について、オプションパック及び i モード（当社が別途定める i モードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします）の提供を初めて同時に受けることとなったときは、前項の規定にかかわらず、オプションパックに係る利用料金について、当該初めて同時に提供を受けることとなったその日から起算して 31 日間（以下「オプションパック無料期間」といいます）は、その支払いを要しないものとします。ただし、キャッチホン、留守番電話サービス、メロディコール（ベーシックコース）若しくは本サービスのいずれかの廃止又は i モードの廃止若しくは sp モード（当社が別途定める sp モードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします）の申込みがされたときは、当該廃止又は申込み手続が完了した時点をもってオプションパック無料期間が終了し、その翌日以降はオプションパックに係る利用料金が発生します。
5. サービス契約者が、Xi 契約等について、オプションパック及び sp モードご利用規則に規定する sp モードの提供を初めて同時に受けることとなったときは、第 3 項の規定にかかわらず、オプションパックに係る利用料金について、当該初めて同時に提供を受けることとなった日から起算して 31 日間（オプションパック無料期間）は、その支払いを要しないものとします。ただし、キャッチホン、留守番電話サービス、メロディコール（ベーシックコース）若しくは本サービスのいずれかの廃止又は sp モードの申込みがされたときは、当該廃止又は申込み手続が完了した時点をもってオプションパック無料期間が終了し、その翌日以降はオプションパックに係る料金が発生します。
6. サービス契約者の契約回線でご利用の端末以外の端末から遠隔操作により、本サービスの各種設定を行った場合も別途通信料がかかります。

第 7 条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり申込者及びサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ　プライバシーポリシー」において公表します。

第 8 条（サービス契約者が行う利用契約の解約）

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

第 9 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約約款に違反したと当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 10 条（利用契約の終了）

1. サービス契約者と当社との間の本サービスに係る Xi 契約等が終了した場合又は本サービスが廃止

された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。

2. 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

第 11 条（損害賠償の制限）

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
2. 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項その他本規約において当社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

第 12 条（通知）

1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。

(1) サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知

(2) サービス契約者が利用する sp モード電子メール若しくは i モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則若しくは i モードご利用規則に基づくメッセージ R（リクエスト）及び sp モードメール若しくは i モードメールを指します）のメールアドレスへの通知又は契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知

(3) その他当社が適当と判断する方法

2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第 13 条（残存効）

利用契約が終了した後も、第 6 条（利用料金）、第 7 条（個人情報）、第 11 条（損害賠償の制限）及び第 16 条（契約約款の適用）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 14 条（規約の変更）

当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更できるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更日以降は変更後の本規約が適用されます。

(1) 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
(2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 15 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
3. 当社は、第 1 項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 16 条（契約約款の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則

2020 年 3 月 25 日　制定
2021 年 1 月 25 日　改定
2021 年 3 月 26 日　改定
2023 年 10 月 11 日　改定
2024 年 11 月 22 日　改定